

## 新保険法の施行に関する意見書

2009年（平成21年）12月17日

日本弁護士連合会

### はじめに

第169回国会に提出されていた「保険法案」が、2008年5月30日、法律として成立し、同年6月6日に、「保険法」（平成20年法律56号。以下「新保険法」という。）として公布された。この新保険法は、2010年4月1日から施行される予定である。

また、金融審議会（金融分科会第2部会保険の基本問題に関するワーキング・グループ。以下「保険WG」という。）においては、保険法改正の議論の経緯も踏まえ、保険募集・支払全般に関し議論がなされている。

さらに、新保険法の成立及び金融審議会（保険WG）の議論を踏まえ、保険業法施行規則の改正や保険会社向けの総合的な監督指針の改正が実施され、現在、各保険会社において保険約款の見直し作業が進められているようである。

そもそも、保険は、国民生活の安定と国民経済の健全な発展を支えるものであり、国民の生活や経済活動をめぐる危険が多様化し、また、高齢化社会の進行や公的保障制度の見直しが議論される現代において、その重要性は増している。

新保険法の成立にあたっては、衆参両院において附帯決議がなされ、新保険法に規定された事項については、施行に際し、その趣旨をより徹底するよう求めているほか、新保険法において規定されなかった事項についても、保険契約者等の保護に欠けることのないよう明確に要請している。

そこで、当連合会は、新保険法の施行について、2009年6月に公表された金融審議会（保険WG）による「中間論点整理」も踏まえ、保険契約者等の保護の徹底の観点から、次のとおり、約款の認可についての意見並びに「中間論点整理」に対する意見を述べる。

### 第1 意見の趣旨

#### 1 約款の認可について

##### （1）保険金の支払時期について

約款の認可にあたり、保険金の支払時期に関し、生命保険については、請求後5日間、損害保険・疾病定額保険については請求後30日間を具体

的な支払時期として約款に明記すべきである。また、調査のために支払時期を延長する場合であっても、遅延損害金（ないし利息）の起算点は、上記支払時期と同一とするべきである。さらに、支払時期を定める起算点となる請求日が不当に遅れる事態とならないよう、保険者の請求案内の義務及びこれを怠った場合の手当てを約款上明記させるべきである。

(2) 故意性の立証責任について

約款の認可にあたり、故意性の立証責任に関し、一般の損害保険・生命保険はもとより、傷害疾病損害保険および傷害疾病定額保険についても、「保険契約者の故意に基づかない保険事故であること」を保険金請求の要件と位置づけて、不当に故意の立証責任を保険契約者に転換する約款を認可すべきではない。

(3) 責任開始前発症不担保条項について

約款の認可にあたり、責任開始前の「発症」を不担保とすることに関し、保険契約者の合理的期待を裏切ることのないよう、自覚症状のない場合の不適用、告知がなされたときの取扱いの明確化及び主張時期の制限等につき約款において適切な措置を講ずるよう求める。

(4) 無催告失効条項について

約款の認可にあたり、保険料の支払につき、払込期間から1ヶ月の経過をもって、催告なくして保険契約が失効する旨の保険約款（無催告失効条項）は、消費者契約法の趣旨を踏まえて、一般消費者を保険契約者とする保険契約に同条項が規定されたものについてはその約款は是正されるべきである。

(5) 適格消費者団体等からの意見聴取

保険会社に対し、約款の制定・改定にあたっては、保険契約者側の利益を十分に考慮すべく、適格消費者団体（消費者契約法2条4項、同法12条以下）からの意見を聴取するべきとの努力義務を課すべきである。また、必要に応じて、約款の許認可の審査に際して、適格消費者団体から保険契約者側の意見を聴取の上、許認可の判断を行うべきである。また、いずれについても、適格消費者団体（及び、これに加えて、保険契約者側の利益を代弁できるそれ以外の消費者団体等）からも合わせて意見を聴取することを推奨すべきである。

## 2 「中間論点整理」について

(1) 保険約款の規律について

保険約款の規律に関する問題点が論点として指摘されていないが、保

険商品・保険約款の特質を踏まえ、規律の見直しが必要と思われる所以、当連合会の既出の意見（2008年2月14日付「保険業法の改正に関する意見書」。以下「2008年意見書」という）を踏まえつつ議論を行うことを求める。

#### （2）保険募集の規律について

保険募集の規律に関しては、情報提供義務、適合性の原則等の論点が指摘されているところ、当連合会の2008年意見書をも踏まえての議論を求める。なお、保険募集時の説明義務の強化を進めるべきであり、「契約概要」等の書面交付義務の法定化を検討すべきである。

#### （3）保険契約における被保険者の同意等について

未成年者を被保険者とする死亡保険については、そもそもこのような商品の必要性自体にも疑問が出されているところであり、また、実質的な利益相反の問題も残ることから、この点の議論はさらに継続すべきである。

#### （4）保険金の支払いについて

保険会社に対する支払事由に該当するか否かについての誠実・迅速な調査義務の導入の可否、及び支払請求に向けた保険会社の情報提供義務、注意喚起義務の導入の可否についての指摘がなされているが、当連合会の2008年意見書をも踏まえての議論を求めるとともに、調査においての保険者の誠実公正義務を明示することも含めて議論すべきである。また、これらの検討においては、実態調査を実施するなど実証的な検証を行うことを求める。

#### （5）保険料積立金及び解約返戻金について

解約返戻金に関する商品審査の基準を明確化すべきとの意見や、無・低解約返戻金型保険商品についての考え方を整理すべきとの意見があるという指摘がなされているが、これらについての議論を進めることに賛成である。保険料積立金・解約返戻金の規律については、当連合会の2008年意見書を踏まえての議論を求める。

## 第2 意見の理由

### 1 約款の認可について

#### （1）基本的な考え方

保険契約者（消費者）は、万一の不幸に備えて保険に加入し、保険料を支払う。保険事故は、保険契約者にとって、それ自体重大な衝撃であり、経済的にも大きな痛手となる。従って、保険金が速やかに支払われ

ることは、保険契約者にとって極めて重要な意義を有する。

新保険法の制定の経緯においては、同法が契約法上のルールを定めるものであるなどの理由から、保険契約者保護の観点からの対応には不十分な点があったことから、衆参両院の附帯決議は、この点を約款の作成・認可に際して補うよう要請している。

また、従前、約款を文言通りに適用することが最高裁判所の判例により否定されたにもかかわらず、当該約款が適切に改正されないまま放置されていた例も散見されるところであり（事故発生の通知義務違反免責に関する最判昭和62年2月20日〔民集41巻1号159頁〕、目的物譲渡の通知義務違反免責に関する最判平成5年3月30日〔判時1456号154頁〕、支払時期の延伸に関する最判平成9年3月25日〔民集51巻3号1565頁〕），今般の約款改正を契機に、この点の是正も求められる。

そこで、以下、約款の認可にあたり、留意すべき点を指摘する。

## (2) 保険金の支払時期について

新保険法の制定における議論において、支払時期をどう定めるかは重大な論点となり、支払時期は「調査に必要な相当期間」という漠然とした概念を基準とする立法がなされた。

適時・適切な保険金の支払は保険会社の基本的かつ最も重要な機能である。保険契約は万一の事故・不幸に備えて締結されるものであり、その目的に照らして、保険金は速やかに支払われるべき強い要請があり、たとえ、調査の必要性が存在するとしても、調査の必要性それ自体は保険金請求者の責に帰すべき事情ではない。免責事由調査等を口実に、保険金の支払が不当に遅れることがあってはならない。また、保険会社の調査懈怠に対する実効的な措置としては、支払いを遅延することに対する遅延損害金を課すことがもっとも有効な手段である。さらに、同じく保険料を支払い、同一種類の保険事故に遭遇しながら、短期間に支払いを受けられる者と、長期間経過後に支払われる者との公平を維持するためにも、遅延損害金（ないし利息）の付加は不可欠のものである。

この点、判例（前掲最判平成9年3月25日）においても、「保険契約者の側における義務は保険料の支払により既に履行されているものであり、また、損害の発生後そのてん補がされないまま日時が経過するときは、被保険者の損害の範囲が事後的に拡大することも想定されるから、それらの事情にかんがみれば、保険会社側の損害てん補の義務は、損害発生後、遅滞なく履行されることが期待されている」とした上で、支払時期に関する

約款は、原則の30日間の部分のみが規範的意味を持つとの解釈が示されていたところである。

このような趣旨を踏まえ、当連合会は、「保険法の見直しに関する中間試案」についてのパブリックコメント手続において、「『相当な期間』は、免責事由や告知義務違反等の保険者が立証責任を負う事実の調査のための期間を含まないものとし」「また、『相当な期間』を最長『30日』と法律上明示すべきである。」との意見を提出したものである（2007年9月13日付「保険法の見直しに関する中間試案についての意見書」）。

他方、保険法の制定にあたっての附帯決議において、「確認を要する事項に関して調査が遅滞なく行われ、保険契約者等の保護に遗漏のないよう、約款の作成、認可等に当たり十分に留意すること」とされ（衆議院法務委員会付帯決議第4項），また、保険法21条1項等における「相当の期間」について、「契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約に当たっては30日、生命保険契約にあっては5日、傷害疾病定額保険にあっては30日の各期限が『相当の期間』の一つの目安になることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと」とされている（参議院法務委員会付帯決議第2項）。

近年、損害保険、生命保険を問わず、多数の支払い漏れが確認され、多数の保険会社に対して行政処分がなされているところであるが（金融庁。2005年2月25日〔生保1社〕，2005年11月25日〔損保26社〕，2006年7月26日〔生保1社〕，2006年6月21日〔損保1社〕，2007年3月14日〔損保10社〕，2008年7月3日〔生保10社〕）。2009年10月23日には、さらに保険金支払い遅延により損保1社が処分されるに至っている（これは、過去の行政処分後、保険法制定後の支払いの遅延を理由とする行政処分である点で深刻なものである。）。

このようなことから、適時・適切な保険金の支払という保険会社の基本的かつ最も重要な機能を確保するためには、約款条項を保険契約者保護（保険業法1条、同5条1項3号イ）に十分な内容のものとすることが不可欠である。

そこで、まず、保険金の支払時期については、生命保険については、請求後5日間、損害保険・疾病定額保険については請求後30日を具体的な支払時期として約款に明記すべきである。次に、調査のために支払時期を延長する場合であっても、遅延損害金（ないし利息）の起算点は、上記支

払時期と同一とするべきである。さらに、支払時期を定める起算点となる請求日が不当に遅れる事態とならないよう、保険者の請求案内の義務及びこれを怠った場合の手当てを約款上明記させるべきである。

### (3) 故意の立証責任について

故意の立証責任、すなわち、保険事故が保険契約者等の故意によって生じたものであるか否かについての証明を、保険契約者側に転嫁させることで、保険会社が不当に支払いを免れようとしていた例が、これまでに多数見られ、近年の最高裁判決により、ようやく誤った立証責任の分配が修正され、保険会社が保険契約者の故意によるものであることを立証するべきことが明らかにされた。

すなわち、そもそも、事故が保険契約者等の故意によって生じたことは免責事由であり（商法641条、同665条ただし書、同680条1項2号。なお、保険法17条、同51条1号・2号、同80条1号・2号参照），保険者側が故意に基づくものであることについて立証責任を負担する。他方、商法629条（保険法2条6号参照）における「偶然ナル一定ノ事故」にいう「偶然」とは、『事故発生が契約時に確定していないこと』を意味し（法典調査会「商法修正案参考書」（日本近代立法資料叢書（21））、「故意によらないこと」を意味するものではなかった（大森忠夫「保険法〔補訂版〕」61頁）。車両保険約款における「偶然な事故」（SAP車両保険条項1条等）にいう「偶然」も同じである（東京海上火災保険会社編「損害保険実務講座（6）自動車保険」317頁）。

ところが、傷害保険における保険事故の定義（「急激かつ偶然な外來の事故」）における『偶然』が、異なる意義のものとして使用され、『事故が予見できなかつたこと』とされて『故意によらないこと』と同義と解されていたところ、約款において同時に故意免責の規定が存在していたことから、この傷害保険については、故意の有無につき、保険金請求者側に非故意性の立証責任があるのか、それとも、保険会社側に故意性の立証責任があるのかの議論があった。

後者、すなわち、傷害保険の故意の立証責任について、最高裁は、保険金請求者側に立証責任があるとの判断を示した（最判平成13年4月30日〔判時1751号171頁〕、傷害保険の一種とされる生命保険の災害割増特約の「不慮」の解釈についての同じ日の判決については、民集55巻3号682頁参照）。

この判決を契機に、損害保険会社の多くが、火災保険・車両保険等の

損害保険においても、故意の立証責任が保険金請求者側にあるとの主張を行い、そのような保険会社の主張を信じ、保険金請求を棄却する下級審判決が数多く出された（高等裁判所レベルのもので、大阪高判平成15年7月31日〔自保ジャーナル1543号2頁〕、名古屋高判平成15年10月28日〔判タ1152号262頁〕、名古屋高判平成16年4月27日〔自保ジャーナル1553号7頁〕、東京高判平成16年6月23日〔自保ジャーナル1592号2頁〕等がある。）。

これに対して、最高裁は、まず、火災保険について、保険会社側に故意の立証責任があると示した（最判平成16年12月13日〔民集58巻9号2419頁〕）。しかし、なお車両保険について、保険会社が、保険金請求者側に非故意性の立証責任があるとの姿勢を崩さなかったところ、最高裁は、車両保険についても、保険会社側に故意の立証責任があると示し、この問題に一応の決着がつけられた（傷つけ事案に関する最判平成18年6月1日〔民集60巻5号1887頁〕、盜難事案に関する最判平成19年4月17日〔判時1970号32頁〕）。

新保険法では、条文上、全ての保険契約類型について保険会社が保険契約者の故意の立証責任を負うと解されているが、片面的強行規定とは明示されていないことから、立証責任を転換する約款規定を設けることにより、再び保険契約者が、自らの故意によらない事故であることを立証しなければ保険金請求ができない、という事態となりかねない。

そもそも、故意によらないことの立証は、消極的事実の立証であり、事柄の性質上極めて困難なものである。このような約款は保険契約者の利益を著しく損なうものである。少なくとも、保険契約者が消費者である場合には、消費者契約法10条に違反するものと言わざるをえない（前記最判平成13年4月30日の事件は、同法施行前の事故に関するものであり、そもそも同法の適用がない事件に関するものである。）。また、約款において保険契約者の保護に欠ける条項や保険契約者等の合理的期待に反する条項の作成、認可を禁じた参議院における附帯決議第4項にも反するものである。

そこで、「保険契約者の故意に基づかない保険事故であること」を保険金請求の要件と位置づけて、不当に故意の立証責任を保険契約者に転換する約款を認可すべきではない。

#### （4）責任開始前発症不担保について

責任開始前発症を不担保とする条項は、契約時点で客観的に疾病が「発病」していれば、保険契約者の自覚症状がない場合、あるいは、日常

的な体調不良しか自覚していない場合であっても、一切保険金が支払われないとするものである。また、持病を告知していたにもかかわらず、何らの留保・特別条件が付されなかった場合も、保険金は支払われないとするものである。

保険会社は、告知義務違反解除の主張立証に失敗しても、本条項を援用することで、容易に保険金の支払を免れることができる一方、保険契約者は、告知義務違反のような帰責性がないにも拘わらず、長期間保険料を支払ってきた後に、保険金の支払を拒絶されるので、極めて保険契約者にとって過酷な条項である。少なくとも、保険契約締結時に、自覚症状のない場合に、当該条項の適用を認めるべきではない。また、自覚症状のある場合についても、不担保の趣旨が事前に十分に説明されていなければ、保険契約者の合理的な期待が損なわれる結果となる。

さらに、告知義務違反解除に準じて、この条項の適用期間を限定すべきである。この点については、責任開始前発症不担保を保険契約締結後2年間経過前に限定する保険商品も既に従来から存在しているようであり、新保険法下においては、これをすべての契約に拡大しようとしている保険会社もあるようである。保険会社によって対応が異なる場合には、保険契約者は合理的な商品選択が行えず、契約締結から長期間が経過してはじめて、保険金の支払が受けられる者と受けられない者との間で重大な不均衡が発生することにもなりかねない。

この点、国会の附帯決議では、「保険約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者の合理的期待に反する条項等が生じないよう、約款の作成又は認可にあたり十分に留意すること」が求められているところである（参議院附帯決議第4項）。

そこで、約款認可に当たっては、責任開始前発症不担保についての適用要件の厳格化・明確化が求められるところであり、保険契約者の合理的期待を裏切ることのないよう、自覚症状のない場合の不適用、告知がなされたときの取扱いの明確化及び主張時期の制限等につき、約款において適切な措置を講ずるよう求めるものである。

#### (5) 無催告失効条項について

保険契約において保険料の不払いがあった場合、民法の原則からすれば、保険者は保険契約者に対して催告を行った上で相当期間経過後に保険

契約を解除することになるが、現在、多数の保険契約では、保険料の払込期間内に保険料の払込みがないときは、1ヶ月の猶予期間内に保険料が支払われない場合には、催告なくして保険契約が失効する旨の保険約款（以下「無催告失効条項」という。）が約款に規定されるのが通常である。これは、保険会社にとって、催告が義務化すると、保険会社は、大量の処理のために手間やコストがかかることを理由とする。

しかし、無催告失効条項を適用して保険契約が終了してしまうとなると被保険者、保険契約者又は保険金受取人は、保険金を受け取れなくなるという重大な不利益を被ることになるところ、今日では、各種公共料金の支払いからローンやクレジットの返済、賃料、税金の支払等様々な支払のために口座振替が利用され、残高管理が難しくなっている上、同一日に複数の保険契約の保険料が口座振替されている場合には、仮に1つの保険契約の保険料として十分な残高があったとしても、複数の口座振替の支払の合計額以上の残高がなければ、全部の保険契約について振替不能となる事態も起こりうる。

この点、東京高判平成21年9月30日（金融・商事判例1327号10頁）は、無催告失効条項について、民法540条1項及び541条の適用による場合に比し、消費者である保険契約者の権利を制限するものであり、かつその効果も保険契約者にとって不利益の度合いが極めて大きく、信義則に反して消費者の権利を一方的に害するものとして、消費者契約法10条に基づき無効であると判示した。

なお、同判決は、保険会社が督促はがきを送付しているという扱いは、無催告失効条項を正当化するものではなく、むしろ逆に催告を行うことが可能であることを示すものであるとし、また、自動貸付制度や保険契約の復活も保険契約者の不利益を回復できないことが実際に存在する以上、代償措置としては不十分であることを指摘している。

同判決に対しては、上告受理申立てがあったようであり、事件は未だ確定するには至っていない模様であるが、当該無催告失効条項が保険契約者の保護としての適切なものであるか否かは、消費者契約法10条に違反し無効とされるか否かにかかわらず、保険業法上の観点からも別途検討されるべきであることから（保険業法1条、同5条1項3号イ）、高等裁判所レベルで無催告失効条項が無効とされた点を重く受け止めて見直しを行うべきであり、少なくとも消費者契約もしくはこれに準ずる契約（団体保険）において認可されるべきではない。

## （6）約款改正手続に関する意見

保険者が約款を作成するに際して、保険契約者あるいは消費者団体等の意見を聴取することではなく、また、約款の許認可に際しても、その認可につきパブリックコメントの手続が踏まれることもない。

そもそも、保険約款は、保険者が一方的に定めるものであり、本来的に保険契約者側の意見が反映されにくいところである。それゆえに、約款の内容における契約当事者間の公平を確保するためには、その作成過程において、保険契約者側の意見が反映される手続等の確保が必要である（約款の規定は広範に及び、上記(2)ないし(4)以外の条項についても、広く保険契約者側の利益を考慮した約款内容となることを確保すべき要請がある。）。

特に、家計保険の領域においては、通常、消費者契約法の適用があるところ、消費者契約法上の問題があるにもかかわらず、この点の審査が実際には十分に行われてきたとは言い難い状況にある。

そもそも、保険契約者側、特に適格消費者団体の意見を聴取することなく、消費者の利益を十分に考慮した約款審査は困難である。約款の制定・改定にあたっては、保険契約者側の利益を十分に考慮すべく、適格消費者団体（消費者契約法2条4項、同法12条以下）からの意見を聴取するべきとの義務（少なくとも努力義務）を課すべきである。

また、必要に応じて、約款の許認可の審査に際して、適格消費者団体から保険契約者側の意見を聴取の上、許認可の判断を行うべきである。

さらに、保険契約者の保護は、消費者契約法の適用される消費者契約に限られるものではなく（団体保険のように実質的には消費者が加入しているが、形式的には消費者契約に当たらないものもある。）、また、適格消費者団体以外にも保険契約者の利益を代表・代弁できる団体・機関も存在しうることから、適格消費者団体に加えて、保険契約者側の利益を代表ないし代弁できるそれ以外の団体等からも合わせて意見を聴取することを推奨すべきである。

## 2 「中間論点整理」について

### (1) 保険約款の規律について

中間論点整理においては、保険約款の規制に関する問題点が論点として指摘されていない。しかしながら、保険約款は、約款取引の典型であるとともに、商品自体は目に見えないものであり、その内容自体が約款に全面的に依存するという特質を有しており、この点についての規律の見直しが強く望まれるところである。

当連合会は、既に2008年意見書において、保険約款の規制について、以下の4点の規律を設けるよう意見を述べたところである（同意見書1頁）。すなわち、

保険約款に定める保険給付の要件及び内容は、明確かつ平易でなければならない。

保険約款の解釈は、次の基準によることとする。

保険約款の条項が明確でないときには、当該条項は保険契約者等に最も有利に解釈するものとする。

保険約款の条項は、保険契約者ら（保険契約者、被保険者、保険金受取人）の保護に欠けるおそれが生じないように解釈するものとする。

保険約款において、保険契約者らの保護に欠ける条項は無効である。

保険約款における免責事由に関する定めは、明確かつ限定的でなければならない。

保険約款に責任開始前発病不担保条項を定めたときは、責任開始前に医療機関を受診していた場合、または、明らかな自他覚症状が認められていた場合でなければ、同条項を適用してはならない（なお、保険約款に責任開始前発病不担保条項の定めがあるときは、保険者は、保険契約者らに対して、当該定めについて説明義務を負うことを明確に規定すべきである）。

そもそも、保険約款は、約款取引の典型であるとともに、商品自体は目に見えないものであり、その内容自体が約款に全面的に依存するという特質を有しており、規制緩和による商品の多様化・複雑化の状況を踏まえるならば、免許ないし認可基準だけではなく、より一般的な約款規制、解釈基準の明確化が急務である（なお、意見の理由の詳細については、2008年意見書3頁以下も参照されたい。）。

## （2）保険募集の規律について

中間論点整理においては、保険募集の規律について、情報提供義務、適合性の原則等の論点を指摘している。この点に関しても、当連合会は、2008年意見書（2頁）において、以下の通り意見を述べたところである。すなわち、

現行保険業法において特定保険契約にのみ準用されている金融商品取引法の勧誘規制に関する条項を、すべての保険契約に準用すべきである。

保険業法（または金融商品の販売等に関する法律）において、保険募集に際して説明義務が課される重要な事項の内容を、明確化して規定すべきである（具体的には、別紙1のとおり明確化すべきである）。また、説明の程度について、顧客の知識、経験、財産の状況及び保険契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明が必要である旨の定めをおくべきである。

前項の説明義務違反を理由とする保険者に対する損害賠償請求においては、保険契約者らの損害額を保険金相当額と推定する旨の定めをおくべきである（具体的には、別紙2記載の規定をおくべきである）。

現在、一般の保険契約に関する説明義務については、保険業法300条1号において、「保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為」が禁止事項として定められているが、同条号における重要な事項の内容は、保険業法上具体的に定められていない。他方、金融商品の販売等に関する法律3条1項は金融商品の説明義務の具体的な内容について定めるが、同条項は投資性のある商品を想定した規定のため、保険商品に適合した定めはおかれていない。

そこで、保険業法における説明義務に関する規定を整備し、保険契約の特性に鑑みて、保険契約を締結するにあたって、保険契約者にとって重要な事項の内容を明らかにするとともに、求められる説明の程度は、顧客の知識、経験、財産の状況及び保険契約者が契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないことを定めるべきである。

なお、中間論点整理において指摘されているとおり、保険募集時の説明義務の強化を進めるべきであり、「契約概要」等の書面交付義務の法定化を検討すべきであると考える。

### (3) 保険契約における被保険者の同意等について

当連合会は、未成年者を被保険者とする死亡保険契約（死亡給付を伴う傷害疾病保険を含む。）について、2008年意見書（2頁）において、以下のような規律を設けるべきであるとの意見を述べたところである。

すなわち、

契約締結にあたり、被保険者が15歳未満である場合には法定代

理人の同意を，被保険者が15歳以上である場合には法定代理人と被保険者本人の同意を要する。

葬祭費を超える金額を保険金額とする場合には，特別代理人の選任（なお，民法826条）などの慎重な手続きを要することとする。

この点，中間論点整理には，保険契約における被保険者の同意等については指摘がない。たしかに，この論点については，新保険法制定にあたっての国会の附帯決議を踏まえ，保険業法施行規則等の改正により一定の対応が図られたところである。

もっとも，未成年者を被保険者とする死亡保険については，そもそもこのような商品の必要性自体にも疑問が出されているところであり，また，たとえ保険金額の上限を1000万円としても，なお，実質的な利益相反の問題も残ることから，この点の議論はさらに継続する必要がある。

2008年意見書（8頁）でも述べたとおり，未成年者を被保険者とする死亡保険契約については，被保険者が成人である場合に比して，故意に保険事故を発生させて保険金を不正に受領するモラルハザードを起こしやすく，他方，被保険者となる未成年者はこれを防止する手立てを有しない。国際的にも未成年者を被保険者とする保険契約については規制を及ぼすことが趨勢である。そこで，未成年者を被保険者とする死亡保険契約については，より合理的な規制を及ぼすことが適切であり，なお検討を継続されたい。

#### （4）保険金の支払いに関して

中間論点整理においては，保険会社に対する支払事由に該当するか否かについての誠実・迅速な調査義務の導入の可否，及び支払請求に向けた保険会社の情報提供義務，注意喚起義務の導入の可否についての指摘がなされている。

この点に関しては，当連合会は，2008年意見書（2頁）において，次のような規律を設けるべきであると述べたところである。

すなわち，

保険者は，受取人から保険金支払いの請求が行われたときは，他に給付の可能性のある保険金支払い項目について情報提供をしなければならない。

保険者は，受取人から保険金支払いの請求が行われたときは，誠実かつ迅速に保険金支払いのために必要な調査を行わなければならない。

保険契約者（多くは消費者）は、そもそも保険事故に遭うこと自体がまれであって、保険金請求に関して十分な知識を有していないのが通常である。保険会社と保険契約者との間には、構造的な知識の格差があり、かつ、保険者が誠実な調査、公正な審査を行っていない実態があるため、保険者に上記のような責任を課すことでバランスを図るべきである。

この点、法案立案段階において、法務省側において、契約当事者の誠実義務に関する規定を設けることについて検討はされたものの、結局、実現されなかった。近年の不当な保険金の支払渋り・支払漏れ、請求案内の懈怠や不誠実な調査の実態などに鑑みると、保険金の請求・支払段階で保険者の誠実義務は、少なくとも保険監督法において明示すべきである。

相次ぐ保険金不払い（支払い漏れ）による行政処分にもかかわらず、なお保険金の支払い遅延による行政処分がなされるに至ったことを見ても、この点の規律が不十分であることは明らかである。よって、保険監督法上、保険者に対し、保険金の請求や支払に関し、保険金請求者に対する説明義務及び調査にあたっての誠実公正義務を明示的に課すべきである。

これらの検討においては、何よりも実態を把握することが不可欠であり、実証的な検証を行うことが不可欠である。

#### （5）保険料積立金及び解約返戻金の支払いについて

中間論点整理では、解約返戻金に関する商品審査の基準を明確化すべきとの意見や、無・低解約返戻金型保険商品について、特に保険料が比較的高い保険商品のあり方について考え方を整理すべきとの意見があるとの指摘がなされている。これらについての議論を進めることには賛成である。

保険料積立金及び解約返戻金については、現在保険業法上、上記の規律が行われているところ、法制審議会保険法部会において保険法における規律の整備が検討されたが、解約返戻金の規律については、無・低解約返戻金型保険商品等保険商品が多様化していることもあり、同部会では保険法における解約返戻金の規律を見送る方針とされた。

他方、金融審議会第2部会では、解約返戻金における解約控除については、保険料計算基礎に基づいたものに限るべきであり、解約についての制裁金は含まれないことを明確化すべきとの議論が行われた。

当連合会は、これらの議論を踏まえつつ、2008年意見書（2頁）において、以下の規律を設けるべきであると考えるので、議論を進めるに当たり検討されたい。

保険料積立金及び解約返戻金の計算方法について、約款に明確かつ一般の保険契約者にとって理解可能な定めをおくことを要する。

解約返戻金の計算において認められる解約控除は、保険料計算基礎に基づいたものに限る（解約についての制裁金は含まれない）。

保険者は、保険契約者に対し、保険料積立金及び解約返戻金額の計算根拠に関する情報を開示しなければならない。

以上

## 別紙 1

重要事項の明確化にあたっては、次の点をあげるべきである。

支払い事由（保険金支払いの対象となる保険事故の具体的範囲）

保険金額等保険給付の内容

免責事由（告知義務、通知義務、約款における免責事由）

- ア 保険契約者及び被保険者が告知をすべき事項、及び、当該事項について故意又は重過失により告知をしなかったときは保険金の全部が支払われなくなること。
- イ 契約締結後に危険が増加したときは保険者に通知をしなければならない事由、及び、故意又は重過失により通知をしなかったときは保険金が支払われなくなること。
- ウ 約款に保険金の全部又は一部の支払いが行われない事由に関する定めがある場合は、その定めの内容。

## 別紙 2

保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の支払い事由に関する情報提供に誤りがあり、保険契約者又は被保険者が当該事故を支払い事由に該当するものと信頼していたにもかかわらず、支払い事由に該当しないものとして保険金が支払われなかつた場合、保険金受取人に当該保険の保険金相当額の損害が発生したものと推定する。

保険者（又は保険契約の媒介若しくは代理を行う者）の保険金額に関する情報提供に誤りがあり、保険契約者において保険者側の説明のとおりの保険給付が受けられるものと信頼していたにもかかわらず、説明のとおりの保険給付が受けられなかつた場合、保険金受取人には説明のとおりの保険給付額と当該保険の保険給付として受領した金額の差額の損害が発生したものと推定する。